

令和8・9・10年度薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格審査要領

1 目的

この資格審査要領は、薩摩川内市が発注する小規模な修繕及び工事等の契約について、市内に住所又は主たる事業所を有する小規模事業者への発注機会を設け、積極的に活用を図ろうとするものです。

なお、この申請をされた方は、資格審査の上「薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿」（以下「登録名簿」という。）に登録され、薩摩川内市が発注する小規模修繕及び工事等の契約の際に業者選定の対象となりますが、契約を約束するものではありません。

2 契約資格者名簿登録

(1) 登録の対象となる者

① 薩摩川内市内に住所又は主たる事業所を有する者

なお、建設業の許可の有無、経営組織の形態及び従業員の数はいりません。

② 令和8年4月1日現在において、引き続き2年以上事業を行っていること。

③ 薩摩川内市の工事又は製造の請負、物品の購入等に係る指名競争入札資格審査要綱（平成16年薩摩川内市訓令第34号。以下「要綱」という。）に係る建設工事の競争入札に参加することができる資格審査申請書を提出していない者

(2) 登録の対象とならない者

① 薩摩川内市内に主たる事業所を有しない者（他の市町村に本店がある場合など）

② 要綱に基づく参加資格を得ている者

③ 小規模な修繕等に係る契約を締結する能力を有しない者

④ 事業者（法人等団体にあつては代表者。以下同じ。）が破産者で復権を得ない者

⑤ 事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していると認められるとき、その他事業者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 対象となる契約

予定価格が60万円未満で、工事の内容が簡易であり、かつ、履行の確保が容易である修理及び修繕工事を対象とします。

4 登録業種

登録できる業種は、10業種とします（別紙1のとおり）

5 申請

(1) 受付期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除きます。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時まで

ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

① 令和8・9・10年度薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格審査申請書

② 個人経営の場合は、事業主の住民票の写し（コピー可）

③ 法人の場合は、現在事項全部証明書の写し（コピー可）

④ 薩摩川内市税の滞納のない証明書（コピー可）

⑤ 業務経歴書（直前2年間）

※ 各種証明書は、申請日前3箇月以内に発行されたものに限ります。

(4) 提出方法 受付場所に持参又は送付してください。

(5) 受付場所

薩摩川内市役所5階 契約検査室

6 有効期間

登録名簿の有効期間は、令和8年7月1日から次期資格審査申請に基づく登録認定のときまでとなります（有効期間は、令和11年6月30日までを予定）。

ただし、毎年度末に、滞納のない証明書を提出しない場合、各年度の3月31日までとなります。

7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった場合や事業を廃止した場合は、令和8・9・10年度薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格登録事項変更届を速やかに提出してください。

8 登録の取消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 2-(2)の事項に該当することとなったと認められるとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 申請及び業務等に関して虚偽、不正又は不誠実な行為等があったとき。

9 契約者の選定方法

見積りの依頼があったときは、速やかに見積書を発注課の指示に従って提出してください。見積内容を審査の上、妥当と判断される場合には契約を締結することとなります。

なお、見積りの依頼を辞退することもできます。辞退する場合は必ず事前に連絡（電話可）をお願いします。

10 下請け等の禁止

契約の履行は、薩摩川内市契約規則（平成16年薩摩川内市規則第72号）その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約を他人に請け負わせること（下請け等）はできませんので、登録を希望する業種の範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

11 請負代金支払時期

請負代金は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内とします。前金払及び部分払はありません。

12 契約関係法令の遵守

契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に違反する行為を行ってはけません。

(別紙1)

【小規模修繕及び工事等の種類及び具体例】

No.	業 種	修 繕 の 例 示
1	大 工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左 官	左官修繕、モルタル修繕、ふき付け修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電 気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガ ラ ス	ガラス取付け等
6	板 金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建 具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗 装	塗装、ライニング、布張り仕上、路面表示等
9	内 装 仕 上	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕等、畳張替え等
10	機 械 器 具 設 置	各種機械・器具等修繕